

新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行等に伴う本市の対応について

○運用開始

令和5年10月1日から

対応内容	取り扱いの変更
<p>保健所への相談</p>	<p><u>医師会員専用電話の運用を終了します</u></p> <p>終了日時：令和5年9月30日（土）午後5時15分            ※外来対応医療機関の案内停止は相談センターにお願いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市新型コロナウイルス感染症相談センター              ☎042-769-9237              午前8時から午後8時まで（土・日曜日、祝日を含む）  <u>対応時間が変更しますので留意願います。</u></p> </div>
<p>入院調整</p>	<p><u>医療機関間での入院調整をお願いします</u></p> <p>※「入院調整サポートシステム」は令和5年9月30日（土）に終了します。            ※他の疾病と同様に、緊急性のある患者の入院先の調整に難航した場合は、            県救急医療中央情報センターへの相談も可能です。            ※コロナの受入可能病床数はG-M I Sで確認ができます。</p>
<p>療養証明書等</p>	<p>宿泊・自宅療養証明書は、10月以降は、原則発行・再発行せず、新規で療養証明書の発行・再発行希望があった場合には、療養証明書の<u>代替書類等※<sub>1</sub></u>にて民間保険金等の保険給付金等を請求するよう案内します。  <u>※MyHER-SYSの療養証明書機能の利用等やHER-SYS上での発生届の新規の登録は9月末で機能停止予定。</u></p> <p>※1 療養証明書以外に新型コロナウイルスに罹患したことが確認できる代替書類として利用可能性のある書類例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関等で実施されたPCR検査や抗原検査の結果がわかるもの</li> <li>・診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱を含む）が記載されたもの）</li> <li>・コロナ治療薬が記載された処方箋・服用説明書</li> <li>・自治体が設置している健康フォローアップセンターの受付結果（SMS・LINE等）</li> <li>・保健所と陽性者がやりとりしたメールの写し</li> <li>・保健所から陽性者に出された案内文（健康観察や生活支援の留意点などが記載）</li> <li>・PCR検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関以外でも可）の検査結果（市販の検査キットは除く）など</li> </ul>
<p>対応部署の変更</p>	<p>感染症支援班と感染症調整班が統合し、「感染症対策班」となります。</p> <p>【現行】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症支援班 042-769-8260</li> <li>・感染症調整班 042-769-8204</li> </ul> <p>【10月1日以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策班 042-769-8260のみ</li> </ul>